

平成 22 年 8 月 23 日
消費者庁企画課

適格消費者団体の認定の有効期間の更新について

下記の適格消費者団体は、消費者契約法の規定に基づき、適格消費者団体として認定の有効期間の更新を認められた。

○ 特定非営利活動法人消費者支援機構関西

理事長 榎 彰徳

住 所（差止請求関係業務を行う地）

大阪府中央区石町 1 丁目 1 番 1 号 天満橋千代田ビル

申請日 平成 22 年 6 月 21 日

目 的 この法人は、消費者の権利に関して、消費者や消費者団体・関係諸機関・消費者問題専門家等との連携・連絡・助言・相互援助等を図りつつ、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の未然もしくは拡大の防止、及び被害救済のための活動を行うことによって、消費者全体の利益擁護を図り、もって消費者の権利の実現に寄与することを目的とする（定款第 3 条）。

活動実績 貸金業者に対する差止請求訴訟（早期完済違約金特約条項等）、英会話学校の運営会社に対する差止請求訴訟（受講契約勧誘の際の退去妨害等の不当勧誘の停止等）等

認定の有効期間の更新をした日 8 月 22 日

本件問い合わせ先 消費者庁企画課 中西、清水 TEL 03 - 3507 - 9252
